

太田市の行政審査制度について

1 行政審査制度の導入

制度が発足した平成8年には行政庁の不祥事、カラ出張、食糧費や補助金の不正支出などが世間やマスコミで騒がれ、行政に対する市民の信頼が失われかけていました。太田市の「行政審査制度」は、行政の信頼回復、行政への市民参加、行政の透明性・公正性の確保を図るため、市民の目で行政をチェックする仕組みを作りたいという市長の発案を端緒としています。平成8年12月定例記者会見の席で、市長が「市民の目で見える監査制度システム」を作っていきたいという話がなされたことに始まります。

そして市長の発案を受け、平成9年3月に市内在住の公認会計士、弁護士、青年会議所理事長の3人で行政審査委員会設置準備会を発足しました。その協議の中で、従来の監査制度とは重複しないように、財務部門をその対象としないこと、行政の運営に絞ること、市民主導で行うこと、などが示され市長に報告されました。太田市はその準備会の報告を受け、審査の趣旨、内容、方法などを「行政審査実施委託要領」等として作成し、本制度の仕組みができました。また、政府でも地方自治法の改正案を国会に提出し「外部監査制度」を創設し、監査制度の強化を図ろうとしていた時でもありました。

太田市は平成17年3月27日に尾島町、新田町、藪塚本町と合併しましたが、行政審査制度は新太田市の発足後も、若干の制度改正を経て継続されています。

2 制度の概要と特徴

太田市の行政審査制度は、行政の信頼性の確保と開かれた透明性のある行政運営を推進するため、住民の意見が気軽に伝わる行政のチェック制度です。外部の専門的知識をもつ人が市民の目線により選定した行政審査事項について行政審査を実施し、その意見を市政に反映させようとするものです。

3 行政審査

市民要望を取り入れた中で本市の事業等に対し、次に掲げる事項を審査するため、審査事項に対して説明を求め、不開示文書等を除く全ての関係書類等を審査することをいう。

- ア 行政運営が能率的、効率的に行われているか。
- イ 行政目的を効果的に達成するための経費に無駄はないか。
- ウ 組織は合理性が図られたものとなっているか。
- エ 法律あるいは条例等にもとづいて適法に事務が行われているか。
- オ 事後的に、その事務事業が効率的に行われているか。

- カ 職員の配置、組織のあり方は、効率的に行われているか。
- キ 職員の服務、定数管理は妥当か。
- ク 住民の苦情処理は適切に処理されているか。
- ケ 計画は、先見性をもって策定され、必要に応じて、見直しが行われているか。

4 備考

太田市行政審査委員会に係る「制度の概要」については、平成22年4月1日現在のものです。

行政審査制度フロー

